

第2章 赤ちゃんが生まれたら

(担当:役場 町民課 戸籍住民係 TEL82-1001)

出生届

生まれた日から14日以内に、お住いの地域か出産した病院がある地域の役場、役所に届け出てください。

<手続きに必要なもの>

- ・出生届(出産した医療機関が作成したもの)
- ・届出人(父か母)の印鑑
- ・母子健康手帳



(担当:役場 町民課 子ども係 TEL82-1001)

児童手当

中学校修了前の子どもを養育している方に支給されます。生まれた日から16日以内に届け出てください。

<手続きに必要なもの>

- 申請者(養育者)名義の預金通帳またはその写し
- 申請者及び申請者の配偶者のマイナンバーまたはその写し
- 申請者本人の確認ができるものまたはその写し

<支給額(月額)>

- 3歳未満・・・15,000円
- 3歳以上小学校6年生(第1・2子)・・・10,000円
- 第3子以降・・・15,000円
- 中学生・・・10,000円
- 特例給付(所得制限限度額以上)・・・5,000円

(担当:役場 農林水産課 酪農振興係 TEL82-1001)

「牛乳補助券」の交付

子育て世帯の健康増進及び地場産牛乳の消費拡大のため、町内で販売されている牛乳やヨーグルトの割引券を交付します。

- ・対象:0歳から高校3年生までの子どもがいる豊富町在住の世帯
- ・交付枚数:子ども1人につき50枚
- ・交付窓口:役場 町民課 子ども係



出産育児一時金等

国保に加入している方が出産した場合、申請により出産育児一時金が支給されますので、出生届等の手続きの際に、担当窓口へお越してください。

妊娠85日以後(12週目以後)の死産・流産の場合も支給対象となります。

※国保以外の方

ご加入している健康保険の制度で給付されますので、勤務先へご確認ください。

＜手続きに必要なもの＞

- 産科医療保障制度の同意書
- 世帯主の口座の通帳
- 出産に係る費用の領収書
- 世帯主の印鑑

乳幼児等医療費の助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日(高校3年生)までの子どもの医療費の全部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図ります。

＜手続きに必要なもの＞

- 印鑑
- 子どもの健康保険証
(出生等により手続き中でお持ちではない場合は、親の健康保険証)
- 転入された方及び、単身赴任中の方は、所得と課税状況を証明する書類

未熟児養育医療費の助成

体の発育が未熟な状態で生まれ、入院治療を必要とする赤ちゃんに対して、その治療に必要な医療費の自己負担分を助成します。

(所得によって自己負担額が変わります。)

＜手続きに必要なもの＞

- 養育医療給付申請書(保護者の方が記入)
- 養育医療意見書(担当医師に記入してもらう)
- 世帯調書(保護者の方が記入(生計を共にしている家族全員分))
- 印鑑、健康保険証
- 所得を証明する書類

＜助成の対象となる医療費＞

- 入院中の診察、医学的処置、薬剤、治療材料の支給など
- 入院中の食事代(ミルク代)
- 移送費



新生児等聴覚検査費の助成

生まれたばかりの赤ちゃんを対象に、退院するまでの間に病院で実施されます。その検査費用が助成されますので、保健センターへご相談ください。



新生児・乳児訪問

保健師または助産師が自宅を訪問し、お母さんや赤ちゃんの健康状態、育児の相談・支援をおこないます。

赤ちゃんの健診

- ① 4か月健診
3～4か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談、医師の診察をおこないます。
- ② 6か月健診
5～6か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談、医師の診察をおこないます。
- ③ 乳児精密健康診査
健康診査の結果に基づいて、医療機関等で詳しい検査をおこないます。
- ④ 9か月健康相談
9か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談をおこないます。
- ⑤ 12か月健康相談
12か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談をおこないます。
- ⑥ のびのび教室
産後のお母さんと赤ちゃんを対象に、健康相談、健康教室をおこないます。



(担当:役場 町民課 子ども係 Tel82-1001)

乳児紙おむつ等購入助成

子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的として、乳児(0歳～1歳未満)が使用する紙おむつ等を購入した保護者(養育者)へ費用の一部を助成します。

- ・対象:豊富町に住所を有し、事業開始日以降に出生した乳児の保護者
- ・期間:乳児が出生(転入)した日の属する月の翌月から、1歳の誕生日までの間
- ・費用:月額5,000円まで
- ・品目:紙おむつ・紙パンツ・布おむつ・おむつカバー・おしりふき・紙おむつ指定ごみ袋